



- ▼登下校時に軒先に立つて子供たちに「おはよう」「おかえり」と声を掛ける
- ▼花壇の草取りをしながら下校する子どもたちを見守る
- ▼夕方で遊んでいる子どもたちに早く家に帰りなよ」と声を掛ける
- ▼健康づくりのためウォーキングをしながら見守り活動をする

活動内容と効果

相良小学校の校門前で毎朝子どもたちに「おはようございます」と笑顔で見守る大石良さん。6年間毎朝ここに立ち、青少年声掛け運動のボランティアをしています。青少年声掛け運動は周りの大人が地域の青少年に温かなまなざしを向け、積極的にかかわりながら、健やかな成長を支援する運動です。

全県民参加型の運動を目指して平成12年11月に始まり、市内では4700人が参加。各学校の通学路に立つてあいさつをするなどの活動をしています。青少年声掛け運動をさらに発展させたのが、軒先運動です。

この活動は、地域の人たちが登下校する子どもたちの姿を見届け、見守る活動です。平成16年から始まりました。現在、軒先運動の参加者は255人。希望者が集まり、子どもたちの様子や不審者などについての情報交換会も年3回開かれています。

あなたも参加しませんか

これらの活動に参加するためには登録が必要。登録をした人には、バッヂやジャンパーを提供します。

問い合わせ 社会教育室 大関

☎ (53) 2646



自宅横の道路に立ち、下校する子どもたちに「お帰り」と笑顔で声をかける松下さん夫妻

夫婦で声掛けをしています

インタビュー

松下信雄さん・保江さん夫妻 (細江)

今日も一日、元気に学校で過ごせるようにと、子どもたちに「いってらっしゃい」と声を掛けています。下校するときに「お帰り」と声を掛けながら子どもの様子を気に掛けていますが、「今日も元気に行つきましたよ」と話してくれるとほっとします。交通安全と防犯のために、午後4時ごろから自転車で近所を回ったりもしています。こちらからあいさつをするところでも、こちらもうれしく元気になります。

牧之原市環境美化条例

マナーを守って住みやすいまちに

問い合わせ 環境室 増田 ☎ (53) 2609



ごみの不法投棄やペットのふんの放置といった違反が後を絶ちません。環境室では、現在ある法律や条例に基づき、生活環境のマナー違反などについて指導をしています。市内で発生するこれらの違反行為に対して一律に対応するため、平成21年10月から、環境審議会と環境市民会議で「牧之原市環境美化条例」の素案づくりをしてきました。この条例は23年4月1日からの施行を目指しています。

条例では、市民と事業者、所有者、市の役割や、環境美化の取り組み、禁止行為などを定めています。

条例(案)の概要

条例では、市民と事業者、所有者、市の役割や、環境美化の取り組み、禁止行為などを定めています。

各主体の責務

条例では、市民と事業者、所有者、市の役割や、環境美化の取り組み、禁止行為などを定めています。

▼心掛けで守られる環境
市民と事業者、所有者、市がそれぞれ責任を持ち環境美化に心掛けましょう。

▼地域で環境美化の意識を高める
公共の場所の環境美化に協力する

▼ペットを適正に管理する(▽ふんを放置しない▽ふんを飼養者自らの敷地内で済ますようにしつける▽飼い主不明の動物へ餌を与えない)

▼ごみ分別と排出日時を守り、ごみ集積所を清潔に保つ

▼ごみはごみ箱に入れるか、持ち帰る

▼所有する土地や建物を清潔に保つ

市民の責務

この美化条例の目的の一つは、市民の環境意識の向上です。

▼毎年5月30日(ごみゼロ)を環境美化の日とし、地域の美化活動推進を団体、企業を表彰し、活動を支援する

禁止行為

平成21年度生活環境苦情	
内 容	件数
廃棄物	不法投棄 127
	ごみの分別 8
	屋外燃却 22
動物	野犬、野良猫 3
	鳴き声、ふん 4
	放し飼い 2
草の繁茂	空き地など草の繁茂 16
合 計	
	182

飼い犬のふんの放置の禁止

この美化条例の目的の一つは、市民の環境意識の向上です。

▼地域の環境美化に貢献した市民や団体、企業を表彰し、活動を支援する

違反者には罰則適用

違反者には、手続きを行った上で3万円以下の罰金に処する場合があります。

罰則

▼不法投棄の禁止
所有する空き地の雑草などの繁茂を放置せずに、常に清潔に保つよう心掛けください。
▼草の繁茂の禁止
散歩の際に出た犬のふんは放置せずに、必ず持ち帰ってください。
▼不法投棄の禁止
家電やタイヤなどの不法投棄をしてはいけません。適正に処理しましょう。
▼草の繁茂の禁止
たばこの吸い殻、空き缶などの小さなごみでもポイ捨てはしてはいけません。
▼落書きの禁止
公共の場所や他人の土地、建物への落書きをしてはいけません。
▼廃棄物の焼却行為の禁止
ごみでもポイ捨てはしてはいけません。
▼廃棄物の焼却行為の禁止
農林漁業や風俗慣習上の行事などを除く屋外焼却はしてはいけません。

▼草の繁茂の禁止
所有する空き地の雑草などの繁茂を放置せずに、常に清潔に保つよう心掛けください。
▼不法投棄の禁止
家電やタイヤなどの不法投棄をしてはいけません。適正に処理しましょう。
▼草の繁茂の禁止
たばこの吸い殻、空き缶などの小さなごみでもポイ捨てはしてはいけません。
▼落書きの禁止
公共の場所や他人の土地、建物への落書きをしてはいけません。
▼廃棄物の焼却行為の禁止
ごみでもポイ捨てはしてはいけません。
▼不法投棄の禁止
所有する空き地の雑草などの繁茂を放置せずに、常に清潔に保つよう心掛けください。
▼草の繁茂の禁止
散歩の際に出た犬のふんは放置せずに、必ず持ち帰ってください。

意見を募集しています

より多くの意見を取り入れるために、牧之原市環境美化条例に対する意見を募集します。
条例草案閲覧場所 環境室、情報公開コーナー、市ホームページ
意見提出方法 直接または郵便、電話、メール、ファックスで提出する。
※様式は任意
募集期限 11月8日㈪
提出先 環境室 増田
〒421-0592 相良275番地
☎ (53) 2609 ☎ (53) 2889
✉ shinmin@city.makinoohara.shizuoka.jp